

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年8月1日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「川崎市立井田病院改築整備事業」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局 川崎市病院事業管理者 秋月哲史
	指定開発行為の名称	川崎市立井田病院改築整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区井田2丁目27番1号 （敷地面積：約40,010㎡）
	指定開発行為の目的	病院施設の建替え
	指定開発行為の内容	土地利用計画：計画建物 約10,100㎡、既存緑地 約8,400㎡、 車路・駐車場 約6,870㎡、公園（緑地）約4,430㎡、 建築計画（延べ面積）：病院棟 約32,200㎡、立体駐車場棟 約3,200㎡、附属建物 約300㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成20年12月 完了予定：平成26年
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年8月1日（金）から 平成20年9月16日（火）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、中原区役所及び高津区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。） 時間：川崎市 午前8時30分から午後5時まで 横浜市 午前8時45分から午後5時15分まで
	縦覧場所	川崎市：中原区役所、高津区役所、橘出張所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：港北区役所及び環境創造局環境影響評価課
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成20年9月16日（火） （郵送の場合は、平成20年9月16日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm